

エネルギー使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律 に係る事前評価書

1. 政策の名称

我が国における電気その他のエネルギーの需給の安定化を図るため、電気の需要の平準化に資する措置及び建築材料等の性能向上を推進する政策

2. 担当部局

経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー対策課長 茂木正
電話番号：03-3501-9726 e-mail：shouene-pub@meti.go.jp

3. 評価実施時期

平成24年3月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

我が国経済の発展のためには、エネルギー需給の早期安定化が不可欠であり、供給体制の強化に万全を期した上で、需要側においても、普及が進みつつある蓄電池やエネルギー管理システム等が有効に活用されるよう、電力ピーク対策を円滑化する措置を講ずることが必要である。

また、近年、業務・家庭といった民生部門におけるエネルギー使用量が増加傾向にあることを踏まえ、産業部門だけでなく、民生部門においても省エネルギー対策を一層進めることが必要である。

(2) 規制の内容

i. 電気の需要の平準化に資する措置の導入

需要側による電気の需要の平準化に資する措置が必要となっていることに鑑み、基本方針に電気の需要の平準化に資する措置を追加し、工場等、輸送、建築物、機械器具等について電力ピーク対策を円滑化する措置を講ずることとする。具体的には以下のとおり。

①工場等に係る措置

工場等において電気を使用して事業を行う者に対し、電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定め、指導及び助言の対象にするとともに、エネルギーの使用の合理化の努力目標について電気の需要の平準化の状況等を勘案して弾力的に設定する。また、判断基準に照らしてエネルギーの使用の

合理化の状況が著しく不十分な場合に合理化計画の作成指示等を行うに当たって、当該指針の取組状況等を勘案することとする。

②輸送に係る措置

貨物輸送事業者、荷主及び旅客輸送事業者に対し、電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定め、指導及び助言の対象にするとともに、エネルギーの使用の合理化の努力目標について電気の需要の平準化の状況等を勘案して弾力的に設定する。また、判断基準に照らしてエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分な場合に勧告等を行うに当たって、当該指針の取組状況等を勘案することとする。

③建築物に係る措置

建築物を建築しようとする者等に対して、建築物に設ける電気を消費する機械器具に係る電気の需要の平準化に資する電気の利用のための措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

④機械器具等に係る措置

電気を消費する機械器具の製造又は輸入の事業を行う者は、電気の需要の平準化に資する性能の向上を図ることにより、電気の需要の平準化に資するよう努めなければならないものとする。

ii. 建材等にかかるトップランナー制度の導入

建築物における熱の損失の防止のために用いられる建築材料（熱損失防止建築材料）及び他のエネルギー消費機器のエネルギーの消費効率の向上に資する機器（関係機器）の製造事業者等に対して、省エネ性能の向上を求める（罰則なし）。また熱損失防止建築材料のうち我が国において大量に使用され、かつ、建築物において熱の損失が相当程度発生する部分に主として用いられるものであって性能の向上を図ることが特に必要なもの（窓、断熱材等）及び関係機器のうち、我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費するエネルギー消費機器に係るものであってその性能の向上を図ることが特に必要なもの（水回り設備（浴室や台所、洗面等）を政令で指定し、これらの製造事業者等が達成すべき基準等を定め、当該基準を著しく遵守していない事業者については、勧告等の措置を講じる。また、これらの建築材料、機器に関する省エネルギー性能の表示を義務づけ、当該表示義務を遵守していない事業者については勧告等の措置を講じる。

iii. 電気事業者への情報提供等の導入

電気供給の事業を通じて、需要家の電気の使用状況に関する情報を有する立場にある電気事業者に対して、需要家の電気の使用状況に関する情報であって、電気事業者が保有している情報を、需要家（需要家が指定する第三者を含む）の求めに応

じて開示することとする（罰則なし）。なお、個人に関する電気使用量等のデータについては、個人情報の保護に関する法律に基づいて開示請求が可能であることから、本法においては個人を除いた法人の電気使用量等の開示について規定することとする。

また、料金メニューやスマートメーターの導入、系統全体の電気の需給の状況の情報提供等に関して、電気事業者が計画を策定・公表することとする（罰則なし）。

（３）規制の必要性

i. 電気の需要の平準化に資する措置の創設

電気は即時消費性という特質を有しており、これまでは需要に合わせて供給側が発電所を建設する等によって供給力を拡大することで需給を一致させてきた。しかし、中長期的な視点で電気の持続的・安定的な利用を確保するため、供給体制の強化に万全を期すとともに需要側においても需給状況に応じた適切な電気の利用を行っていくことが必要である。

また、需要側での対応により、省エネと併せて我が国のエネルギーセキュリティの向上や地球温暖化対策に貢献することが可能であると考えられる。

したがって、電力を含むエネルギー需給構造を強靱なものとするためには、供給側だけでなく、需要側における電力ピーク対策を円滑化する措置を講ずることが必要である。

ii. 建材等にかかるトップランナー制度の導入

民生部門の更なるエネルギーの使用の合理化のため、エネルギーを使用する場である住宅・建築物の性能を向上することで空調等の熱の損失を防止することや、エネルギーを消費する機器のより効率的な利用が求められている。これらの実現のためには、エネルギーを使用する段階だけでなく、住宅・建築物、エネルギーを消費する機器及びその性能の向上に寄与する機器の製造段階で、高効率な使用を実現できる性能を有していることが重要である。

したがって、現在導入されている、いわゆるトップランナー制度の対象にエネルギーを消費する機械器具に加えて、熱損失防止建築材料及び関係機器についても導入し、現在の市場で最も優れているものの性能を勘案しつつ数年後に達成すべき目標に対して、企業間の技術開発競争を促すことで省エネ性能の向上を進められる措置を講じることが必要である。（すでにトップランナー制度が措置されているエネルギー消費機器においては、エネルギー消費効率に相当程度の改善が見られた（DVDレコーダー：45%（2006→2010年度）、冷蔵庫：43%（2005→2010年度）等））

iii. 電気事業者への情報提供等の導入

ピーク対策に係る取組を実施する上では、需要家は自らの時間帯毎の電気の使用状況を把握していることが必要となる。他方で、需要家は、必ずしも自らの電気の

使用状況について、自ら十分な情報を得ることのできるだけの技術や設備投資の能力を有してはいないことを踏まえると、電気の使用状況に関する情報の開示がなされることを担保する必要がある。また、需要家によるESCO事業者等の活用に際しては、電気事業者からESCO事業者¹等に対する、需要家の電力使用情報等の提供が必要な場合がある。

また、電気の需要の平準化を推進する必要がある時間帯における電気の需要の平準化のための事業の運営の在り方の変更や設備投資を、適切なタイミングかつ効果的に行うため、料金メニューやスマートメーターの導入、系統全体の電気の需給の状況の情報提供等についての予見性の確保が有効である。

(4) 法令の名称・関連条項とその内容

[名称] エネルギー使用の合理化等に関する法律

[関連条項] 第1条～第5条、第16条、第52条、第53条、第57条～第60条、第64条、第66条、第67条、第70条～第72条、第77条～第81条の7、第84条の2、第86条、第87条、第95条

5. 想定される代替案

今回の各種措置の創設に関して、各政策の現状の改正案と代替案の費用便益分析による政策評価を検討する。具体的には、①電気の需要の平準化に資する措置の導入、②建材等にかかるトップランナー制度の導入、③電気事業者への情報提供等の導入の3つの政策について検討を行う。

上記の論点のうち①電気の需要の平準化に資する措置の導入の代替案としては、電気の需要の平準化に資する措置について政府がガイドラインを定め、この遵守を事業者に対して求めることが考えられる。

また、②建材等にかかるトップランナー制度の導入は、特定の建築材料、機器について、トップランナー基準を定めて製造事業者¹に性能の向上を求めるものであるが、これに対する代替案としては、改正案のような規制的手法によらず、政府が定める水準及び測定手法によって製造事業者等が自己認証を行い、当該性能の表示等を実施して性能の向上を図ることがあり得る。

また、③電気事業者への情報提供等の導入についての代替案としては、情報開示及び電気事業者に関する取組に関する計画の作成（以下「情報開示等」という。）について政府がガイドラインを定め、この遵守を電気事業者に対して求めることがあり得る。

以下では、それぞれの代替案を改正案と比較する形で、費用及び便益の分析を行いたい。

¹ 事業者等に対して、省エネルギー・節電のためのマネジメントに関する包括的なサービスを提供し、その顧客の省エネルギー・節電メリットの一部を報酬とする事業のこと。

6. 規制の費用

i. 電気の需要の平準化に資する措置の導入

【改正案：中長期的な電力ピーク対策を円滑化する措置を講ずる場合】

(1) 事業者

電気の需要の平準化に資する措置は指導及び助言等の対象となるものであり、経済合理性に反する対策を強いるものではないため、規制対象となる者は、運用面での取組や回収可能な設備投資を行うこととなり、追加での負担は特段発生しないものと考えられる。

(2) 行政機関

電気の需要の平準化に資する措置を定める指針の策定、当該指針の内容に基づく指導・助言等、一定程度行政機関の負担は発生するものの、基本的に従来の省エネ法に基づく行政措置と同種の業務であることから、負担は限定的である。

【代替案：政府がガイドラインを定め、この遵守を事業者に対して求める場合】

(1) 事業者

定められたガイドラインに従った対応を、事業者の経済合理性の範囲内で行うこととなるため、追加での負担は特段発生しないものと考えられる。

(2) 行政機関

電気の需要の平準化に資する措置を定めるガイドラインの策定に加え、対象事業者が多岐に渡るため作成したガイドラインの周知等による追加的負担が発生すると考えられる。

ii. 建材等にかかるトップランナー制度の導入

【改正案：トップランナー対象製品として製造事業者に性能向上を求める場合】

(1) 製造事業者等

トップランナーの対象製品となった製造事業者には、目標年度に告示で定める基準で示すエネルギー消費効率の達成が求められるため、製造事業者等は扱う製品の設計・仕様の見直しや開発などの対応が必要になり、研究開発や設備投資に係る費用が必要になる。ただし、本制度を通じて企業にとって効率的な投資が行われ、中長期にはむしろ競争力の強化につながると考えられる。

また、性能の表示義務への対応については、カタログへの印刷等の費用が追加で必要になると考えられるが、従来のカタログ等に記載内容を追記することで対応が可能であるため、その費用負担は限定的である。

(2) 製品の使用者

製品の使用者にとっては、改正案による直接的な費用は発生しない。また、現行のトップランナー制度においても、エネルギーを消費する機器に同様の規制が

導入されているが、省エネ効率が改善する中において、平均価格が大幅に上昇しているということはない。

(3) 行政機関

トップランナー制度の対象となった製品については、その製造事業者等に対して、行政機関は、目標年度における基準達成について報告徴収の確認作業を行うことになっており、業務が増えることになるが、現在、エネルギー消費機器として23機器についての業務執行を実施しており、現在想定されている窓、断熱材、水回り設備等の追加に伴う費用の追加負担は限定的である。

【代替案：製造事業者による自己認証の場合】

エネルギー消費機器のエネルギー消費効率向上のための、任意の自己認証を想定する。代替案の場合、任意の制度であることから、製造事業者に遵守を求める力が弱いことを勘案する。

(1) 製造事業者等

エネルギー消費効率を向上させるために、製造事業者は製品設計や使用の見直し等のために研究開発や設備投資に係る追加費用が発生することは改正案と同様であるが、政府が水準、手法を定める一方で、認証の取得は任意の自己認証であることから、各製造事業者はそれぞれが競争力強化の観点から必要と認める範囲での投資が行われるものと考えられる。

また、性能の表示については、カタログへの印刷等の費用が追加で必要になると考えられるが、従来のカタログ等に記載内容を追記することで対応が可能であるため、その費用負担は限定的である。

(2) 製品の使用者

改正案同様、機器の使用者にとっては、直接的な費用は発生しない。また、強制的に求めるものではないため、省エネ効率が改善する中において、平均価格が大幅に上昇する可能性は低いと考えられる。

(3) 行政機関

政府が水準、手法を定めることの負担があるが、基準策定後は任意の自己認証であるため、行政機関として特に負担は発生しない。

iii. 電気事業者への情報提供等の導入

【改正案：法的根拠を持って電気事業者に情報提供等を求める場合】

(1) 電気事業者

電気事業者には、保有する需要家に関するエネルギー情報の開示や、計画の策定・公表を実施するため、それに係る社内の体制整備などの対応が必要になり、インターネット上への掲載費用や計画策定に係る人件費等が必要となる。

(2) 需要家

需要家にとっては、改正案による直接的な費用は発生しない。

(3) 行政機関

行政機関にとっては、改正案による直接的な費用は発生しない。

【代替案：情報開示等について政府がガイドラインを定め、この遵守を電気事業者に対して求める場合】

代替案の場合、情報開示に関する規範を政府が定め、この遵守を電気事業者に対して求めることから、一定の拘束力が生まれると考えられる一方で、あくまでも情報開示等に対する対応は法的根拠を持たない任意の取組となることから、需要家に対する情報の開示等が担保されないことを勘案する必要がある。

(1) 電気事業者

電気事業者には、改正法に基づく規制は課されないが、改正法において需要家に対して電気の需要の平準化に資する措置（ピーク対策）を求めていることから需要家から電気の使用状況に関する開示請求は行われるものと考えられ、また、政府として情報開示等に対する対応の在り方についてガイドラインとして示し、対応を求めることから、これらに対する対応に係る費用が改正案と同程度発生する。

(2) 需要家

需要家にとっては、情報の開示等が担保されないことによる不利益が発生する可能性がある。

(3) 行政機関

行政機関には、ガイドラインの作成に伴う追加的負担が必要となる。

7. 規制の便益

i. 電気の需要の平準化に資する措置の導入

【改正案：中長期的な電力ピーク対策を円滑化する措置を講ずる場合】

従来から実施されてきたエネルギーの使用の合理化に資する措置については、大部分が電気の需要の平準化にも資する措置であるが、電気の需給が逼迫する時間帯を意識していない。今後、電気の需要の平準化に資する措置を新たに指針に定め、措置を講ずべき時間帯を指定することにより、電力の需要が増加する時間帯を意識して、効率的なエネルギーの使用の合理化に資する措置が行われることが期待されるほか、蓄電池の設置、電気から電気以外の燃料への転換、電気を使用する機器についての時間のシフト等の措置が中長期的視点で実施されることが考えられる。こ

れにより、構造的に電力の供給リスクの低減等による我が国全体のエネルギーセキュリティの向上、供給側での電力の効率的な発電等による我が国全体でのエネルギーの使用の合理化が進むことが考えられる。

【代替案：政府がガイドラインを定め、この遵守を事業者に対して求める場合】

政府が示すガイドラインに従って電気の需要の平準化に資する措置を実施することが考えられるが、省エネ法の努力目標について事業者の取組状況を勘案して設定することによるインセンティブが付与されないため、対策の実施はあくまでも自発的な取組にとどまり、効果が限定的であることが考えられる。

ii. 建材等にかかるトップランナー制度の導入

【改正案：トップランナー対象製品として製造事業者性能向上を求める場合】

(1) 製造事業者

製造事業者については、間接的な便益であるが、トップランナー対象機器となることで、昨今の消費者の省エネ意識の高さを踏まえると、省エネラベル等の省エネ対策に係る情報が消費者に分かりやすく伝わることにより、製品の買い換えインセンティブ、優先順位へ影響を与えることが期待できる。

(2) 製品の使用者（消費者）

製品の使用者について、既存のトップランナー制度と同様にエネルギー消費効率の向上に他の建築物や機器等のエネルギーの消費効率の向上に資する機器等が寄与すると想定され、その場合、エネルギー消費量の低減によるエネルギー消費コストの低減が消費者の便益として見込まれる。

(3) 行政機関

特に発生する便益は想定されない。

(4) 社会的便益

エネルギー消費量の低減は、使用者のコスト低減のみならず、我が国全体のエネルギーセキュリティの向上や環境適合（温室効果ガス排出削減）といった社会的な観点からも便益が発生するといえる。

【代替案：製造事業者による自己認証の場合】

(1) 製造事業者等

製品の性能を向上させ、ラベル等によって省エネ対策に係る情報が消費者に分かりやすく伝わることにより、間接的に、製品の買い換えインセンティブ等に寄与する可能性があるものの、トップランナー制度導入措置ほどの性能向上効果はない。

(2) 製品の使用者

エネルギー消費量の低減によるコストの低減が消費者の便益として見込まれるものの、トップランナー制度導入措置ほどの性能向上効果はない。

(3) 行政機関

特に発生する便益は想定されない。

(4) 社会的便益

使用者のコスト低減のみならず、我が国全体のエネルギーセキュリティの向上や環境適合（温室効果ガス排出削減）といった社会的な観点からも便益が発生するものの、トップランナー制度導入措置ほどの性能向上効果はない。

iii. 電気事業者への情報提供等の導入

【改正案：法的根拠を持って電気事業者に情報提供等を求める場合】

(1) 電気事業者

電気事業者については、法令に基づいて開示請求に係る情報の内容や、開示の方法が定められることで、需要家からの任意の内容、方法での開示請求がなされることがなくなるため、情報開示に係る業務が効率化されることが期待される。また、需要家の電気の使用状況に関する情報開示及び料金メニューやスマートメーターの導入、系統全体の電気の需給の状況の情報提供等に関する計画の作成・公表により、需要家によるピーク対策が円滑化されることで、電力系統全体の需要の平準化を通じて電気の安定供給に資することが期待される。

(2) 需要家

需要家については、ピーク対策を行う上で必要となる、時間毎の電気使用量などの開示が担保されることとなる。また、指定する第三者に対する電気事業者からの情報開示が担保されることで、ESCO事業者等の活用が円滑化される。

また、料金メニューやスマートメーターの導入、系統全体の電気の需給の状況の情報提供等に関する予見性が高まることは、需要家におけるピーク対策のための事業の運営の在り方の変更やHEMS/BEMS機器²等に対する設備投資を、適切なタイミングで効果的に行うことに資するものと期待される。

(3) 行政機関

行政機関については、事業者による情報開示等が担保されることにより、要請

² HEMS : Home Energy Management System の略で、家電等のエネルギー消費機器や太陽光発電パネルや蓄電池等の機器の制御、スマートフォンやテレビを通じた見える化を可能とする。

BEMS : Building and Energy Management System の略で、自家発電設備、蓄電設備、空調、照明機器等の制御や電力監視を可能とする。

等により事業者に対応を求めていく負担が低減されることが期待される。

【代替案：情報開示等について政府がガイドラインを定め、この遵守を電気事業者に対して求める場合】

代替案の場合、情報開示に関する規範を政府が定め、この遵守を電気事業者に対して求めることから、一定の拘束力が生まれると考えられる一方で、あくまでも情報開示等に対する対応は法的根拠を持たない事業者による任意の取組となることから、需要家に対する情報の開示等が担保されないことを勘案する必要がある。

(1) 電気事業者

電気事業者については、電気事業者として取るべき対応がガイドラインとして示されることによって需要家からの要請に対する対応の効率化、開示した情報を元にした需要家の取組が行われた結果として電力系統全体の需要の平準化を通じた電気の安定供給に資することが考えられるが、法的根拠を持たないため効果は限定的であることが考えられる。

(2) 需要家

需要家については、ガイドラインに沿って、電気事業者が需要家からの情報開示等の要請に対応することで、ピーク対策を行う上で必要となる、時間毎の電気使用量などの情報の取得の円滑化が図られ、また、ピーク対策のための事業の運営の在り方の変更やHEMS/BEMS機器等に対する設備投資を、適切なタイミングで効果的に行うことが可能になる可能性があるが、法的根拠を持たないため効果は限定的であることが考えられる。

(3) 行政機関

行政機関については、事業者がガイドラインに沿って対応をすることで、事業者に対して対応を求めていく負担が低減されることが期待される。

8. 政策評価の結果

i. 電気の需要の平準化に資する措置の導入

改正案と代替案について費用便益分析を行う。改正案及び代替案ともに追加的な費用は特段発生しないと考えられる。また、便益については、改正案は電気の需要の平準化を中長期的に促進するインセンティブとして省エネ法に基づく努力目標を弾力化するとともに、取組の目安となる指針が法的根拠を持って示される一方で、代替案はインセンティブとなるものがないため、効果が限定的であることが考えられる。これらを踏まえた中長期的な費用対効果の観点から、改正案による今回の措置は妥当なものであると考えられる。

ii. 建材等にかかるトップランナー制度の導入

改正案と代替案について費用便益分析を行った結果、代替案である製造事業者による自己認証はその取組が任意であるが故に、トップランナー制度と比べて省エネ性能の向上が担保されず、効果として期待される民生部門における省エネ対策が十分に進まない可能性がある。エネルギー消費量の増加が著しい民生部門における一層のエネルギーの使用の合理化の必要性に鑑みれば、省エネ性能の高い機器等の普及を確実に推進できる改正案の方が、講ずべき措置としては適切であると考えられる。また、規制的手法であるトップランナー制度の方が製造事業者等や行政機関の追加負担費用が多いと考えられるものの、基準策定等は現行制度でもすでに実施しており、製造事業者等の競争力の強化にも寄与していることから、その差は極めて限定的であると考えられる。加えて、現行のトップランナー制度においてもエネルギー消費効率に相当程度の改善が見られている（DVDレコーダー：45%（2006→2010年度）、冷蔵庫：43%（2005→2010年度）等）ことを踏まえれば、政策目的に照らし、便益は費用を上回ると言える。以上より、今回の建材等にかかるトップランナー制度の導入は、妥当なものであると考えられる。

iii. 電気事業者への情報提供等の導入

改正案と代替案について費用便益分析を行う。追加的な費用としてはいずれも大きな差はなく電気事業者に一定の負担が発生する。また、便益として、ガイドラインに沿った対応を事業者に対して取組を求めていく場合には、その便益の実現が担保はされないこととなる。需要側におけるピーク対策の円滑化の必要性を踏まえると、一定の便益が担保される今回の措置は妥当なものであると考えられる。

9. 有識者の見解その他の関連事項

2011年11月から2012年2月にかけて、総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会にて、震災によって生じた課題と今後の省エネ対策の進め方について業界や有識者等で議論した。そして、その中間取りまとめ結果が2011年2月中旬に開催された省エネルギー部会において報告されたところである。

なお、同部会でなされた議論において、有識者からそれぞれ下記のような指摘があった。

i. 電気の需要の平準化に資する措置の導入

- ・蓄電池を用いることで、電力供給に余裕のある時間帯に蓄電をし、ピーク時や非常時など、必要とするタイミングで放電することが可能となる。今後は、普及に向けて、省エネ性能向上を図るとともに、量産効果による価格低減を図ること、安全性を高めること等が重要である。
- ・今夏の節電の成果を踏まえると、需要家への情報提供は重要である。BEMSやHEMSを用いて、エネルギーの使用状況の見える化、空調や照明等の機器の効果的な制御、太陽光発電・蓄電池等との連携によるピーク対策等を行うことができる。

- ・自家発電はピーク対策において有効であり、コジェネとして使用すると大幅な省エネ効果も見込める場合もあるため、熱需要の有効活用を図ることも重要である。
- ・昨夏の需給対策では、キロワットという視点が強調されたが、揚水発電のための夜の発電容量の確保や老朽火力発電所の夜間休止による補修などの観点から、夜間電力の削減も重要であり、すなわちキロワットだけではなくキロワットアワーという視点も必要である。

ii. 建材等にかかるトップランナー制度の導入

- ・民生部門（住宅・建築物）は、床面積や世帯数の増加などの要因により、エネルギー消費の増加幅が著しく、対策を進めることが急務である。昨夏の節電対策では事業者や家庭における我慢の省エネに頼る部分も多かったが、今後は、住宅・建築物や機器設備の省エネ性能向上により民生部門の持続可能な省エネを進めることが重要である。
- ・民生部門における省エネを推進するためには、設備・機器の省エネ性能の向上とともに、建築材料等（窓、断熱材、水回り設備等）の省エネ性能の向上が不可欠である。

iii. 電気事業者への情報提供等の導入

- ・今後ピーク対策を進めていくためには、需要家が電気使用量の時間変化を把握できるようにすることが重要。
- ・昨夏、PPSが行った取組において、電力需要の見える化、時間帯別料金制度等を導入したところ、期待通り需要家のピークシフトを促す効果も得られた。なお、時間帯別料金の普及拡大には、供給側と需要側の情報を連携する仕組みが必要であり、スマートメーターの導入が必須。
- ・需要家におけるピーク対策を推進するため、スマートメーターの早期普及等を通じて電力の需給状況に応じた時間帯別の柔軟な料金体系を構築することにより、ピークコントロールを行うことが重要。

10. レビューを行う時期又は条件

本制度において、施行後5年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。